

委託業務特記仕様書（令和3年2月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議）

- 第5条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

（本業務の特記仕様事項）

- 第6条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

本業務は、一級河川桑野川の井ノ口堰及び新井堰において、長寿命化計画を策定するものである。対象施設は、ゴム堰(袋体、機械設備、電気設備)及びコンクリート構造物(堰躯体、建屋、護床工)とする。

1. 現地調査業務

(1) 現地踏査及び現地調査：ゴム堰(コンクリート構造物は除く)

1) 現地踏査

事前調査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定を行い、踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ、現地調査を行う調査地点、調査項目等を選定、検討する。

2) 現地調査(概略診断調査)

事前調査、現地踏査により得られた情報をもとに、目視、触覚、聴覚等の五感による判断と付属計器類の指示値、簡易計測器の測定値、日常・定期点検記録や整備・補修履歴、操作記録等から設備の状態、機能を確認する。

(2) 現地踏査及び現地調査：コンクリート構造物

1) 現地踏査

事前調査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定を行い、踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ、現地調査(定点調査)を行う調査地点、調査項目等を選定、検討する。

2) 現地調査(近接目視)

現地踏査により決定した調査地点において、目視や簡易な器具による計測等の調査を行い、変状等を定量的に把握(ひび割れ・欠損・変形等計測、周辺観察等を含む)するとともに、スケッチを作成する。なお、対象面積は、近接目視を行う側壁等の面積とし、実計測面積について設計変更対象とする。

2. 長寿命化計画策定業務

(1) 機能診断：ゴム堰(コンクリート構造物は除く)

1) 事前調査

施設完成時の設計図書及び施設管理記録、地域特性に係る資料等を収集・整理し診断評価の基礎材料とする。

また、施設管理者等から日常利用、操作等の不具合・変状箇所・事故履歴・補修履歴等について聞き取り調査を行い、施設機能に関する課題、問題点を把握・整理する。

2) 健全度評価

概略診断調査結果を踏まえ、ゴム堰設備の健全度評価を行う。

3) 性能低下予測

性能低下要因推定結果、健全度判定結果等を踏まえ、現況施設の性能判定を行うとともに、性能管理指標を選定し、現地条件に適合する性能低下予測手法により、性能低下予測を行う。

4) 機能保全対策の検討

施設別に現地状況に適合する対策工法を複数選定する。

5) 対策実施シナリオの作成

選定された対策工法・実施時期・実施範囲を組み合わせて対策シナリオを複数作成する。

6) 機能保全コストの算定

対策シナリオ毎に機能保全コストを算定し、比較する。(コスト算定のために必要な数量計算、設計図面作成を含む。)

7) 長寿命化計画の策定

機能保全コストを最小にすることを基本とした上で、施設重要度を踏まえたリスクや、環境との調和、維持管理の容易さ等、多様な側面も総合的に検討し、長寿命化計画を策定する。なお、状況監視等を継続する必要があると認められる施設については、経年変化状況把握などのための施設監視計画を作成する。

8) 点検取りまとめ

各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。

(2) 機能診断：コンクリート構造物

1) 業務準備

調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。

2) 事前調査

施設完成時の設計図書及び施設管理記録、地域特性に係る資料等を収集・整理し診断評価の基礎材料とする。

また、施設管理者等から日常利用、操作等の不具合・変状箇所・事故履歴・補修履歴等について聞き取り調査を行い、施設機能に関する課題、問題点を把握・整理する。

3) 施設機能の検討

資料調査及び問診調査を元に、安全性、水利的な機能及び環境面からの要求性能について整理し、診断の重点箇所を設定するほか、要求性能を設定する。

4) 性能低下要因の推定

事前調査及び現地踏査結果を基に、性能低下の推定を行う。また、環境(水質又は周辺環境)条件による性能低下の可能性があるか推定する。

5) 健全度評価

調査結果に基づき、調査単位毎に施設の健全度の判定を行う。

6) 性能低下予測

性能低下要因推定結果、健全度判定結果等を踏まえ、現況施設の性能判定を行うとともに、性能管理指標を選定し、現地条件に適合する性能低下予測手法により、性能低下予測を行う。

7) 管理水準の設定

性能低下予測の結果を基に、構造の安全率、施設の重要度及び経済性を踏まえ、各施設の管理水準を設定する。

8) 機能保全対策の検討

施設別に現地状況に適合する対策工法を複数選定し、選定された対策工法・実施時期・実施範囲を組み合わせることで対策シナリオを複数作成する。

9) 機能保全コストの算定

対策シナリオ毎に機能保全コストを算定し、比較する。(コスト算定のために必要な数量計算、設計図面作成を含む。)

10) 長寿命化計画の策定

機能保全コストを最小にすることを基本とした上で、施設重要度を踏まえたリスクや、環境との調和、維持管理の容易さ等、多様な側面も総合的に検討し、長寿命化計画を策定する。なお、状況監視等を継続する必要があると認められる施設については、経年変化状況把握などのための施設監視計画を作成する。

11) 点検取りまとめ

各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。

3. 照査

照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。

4. 打合せ

本業務の打合せは、業務着手時、中間打合せ時(1回)、成果品納品時の計3回を基本とし、必要に応じて適宜実施する。

5. 報告書作成

業務目的と仕様書を踏まえ、業務成果をとりまとめた報告書を作成する。

提出する成果品の部数は次のとおりとする。

- ・ 成果報告書(紙媒体：A4チューブファイル綴り) 2部(正副各1部)
- ・ 電子成果品(電子媒体) 4部(正副各2部)